

令和 2 年第 1 回神奈川県議会定例会議案
(予 算)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 1 号議案	令和 2 年度神奈川県一般会計予算	1
	第 1 表 歳入歳出予算	2
	第 2 表 継 続 費	9
	第 3 表 債務負担行為	12
	第 4 表 地 方 債	15
定県第 2 号議案	同 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算	17
定県第 3 号議案	同 年度神奈川県公債管理特別会計予算	19
定県第 4 号議案	同 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算	21
定県第 5 号議案	同 年度神奈川県地方消費税清算会計予算	23
定県第 6 号議案	同 年度神奈川県災害救助基金会計予算	25
定県第 7 号議案	同 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算	27
定県第 8 号議案	同 年度神奈川県林業改善資金会計予算	29
定県第 9 号議案	同 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算	31
定県第 10 号議案	同 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算	33
定県第 11 号議案	同 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算	35
定県第 12 号議案	同 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算	37
定県第 13 号議案	同 年度神奈川県国民健康保険事業会計予算	39
定県第 14 号議案	同 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算	41
定県第 15 号議案	同 年度神奈川県中小企業資金会計予算	45

目		次	
議案番号	件	名	ページ
定県第 16 号議案	同	年度神奈川県県営住宅事業会計予算	49
定県第 17 号議案	同	年度神奈川県流域下水道事業会計予算	53
定県第 18 号議案	同	年度神奈川県水道事業会計予算	57
定県第 19 号議案	同	年度神奈川県電気事業会計予算	61
定県第 20 号議案	同	年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算	65
定県第 21 号議案	同	年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算	67
定県第 22 号議案	同	年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算	69

令和 2 年度神奈川県一般会計予算

令和 2 年度神奈川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 兆 9,035 億 9,000 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 1,213,108,238
	1 県 民 税	366,057,801
	2 事 業 税	277,034,364
	3 地 方 消 費 税	393,880,619
	4 不 動 産 取 得 税	27,193,569
	5 県 た ば こ 税	8,699,642
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,535,576
	7 軽 油 引 取 税	40,936,767
	8 自 動 車 税	97,566,320
	9 鉦 区 税	1
	10 狩 猟 税	16,280
11 旧 法 に よ る 税	187,299	
2 地 方 譲 与 税		159,768,143
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	157,272,267
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,696,515
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	55,398
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	597,937
5 森 林 環 境 譲 与 税	146,026	
3 地 方 特 例 交 付 金		4,700,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,700,000
4 地 方 交 付 税		105,000,000
	1 地 方 交 付 税	105,000,000

款	項	金 額
5 交通安全対策特別交付金		千円 1,200,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,200,000
6 分担金及び負担金		522,331
	1 分 担 金	35,360
	2 負 担 金	486,971
7 使用料及び手数料		31,439,992
	1 使 用 料	17,709,523
	2 手 数 料	2,359,872
	3 証 紙 収 入	11,370,597
8 国 庫 支 出 金		122,313,187
	1 国 庫 負 担 金	51,515,219
	2 国 庫 補 助 金	64,261,034
	3 委 託 金	6,536,934
9 財 産 収 入		4,395,606
	1 財 産 運 用 収 入	2,172,372
	2 財 産 売 払 収 入	2,223,234
10 寄 附 金		223,909
	1 寄 附 金	223,909
11 繰 入 金		53,137,738
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,042,377
	2 基 金 繰 入 金	52,095,361
12 繰 越 金		10,947
	1 繰 越 金	10,947
13 諸 収 入		24,280,909

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料等	千円 2,791,318
	2 預 金 利 子	5,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,839,957
	4 受 託 事 業 収 入	636,689
	5 収 益 事 業 収 入	8,844,100
	6 負 担 交 付 収 入	7,004,712
	7 事 業 収 入	91,964
	8 受 講 料 収 入	51,595
	9 立 替 収 入	819,866
	10 福 利 厚 生 収 入	253,937
	11 徴 収 取 扱 収 入	11,041
	12 雑 入	1,930,730
14 県	債	183,489,000
	1 県 債	183,489,000
歳 入 合 計		1,903,590,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,764,370 ^{千円}
	1 議 会 費	3,764,370
2 総 務 費		356,660,265
	1 政 策 費	7,881,352
	2 市 町 村 振 興 費	3,479,626
	3 選 挙 費	57,788
	4 渉 外 費	21,289
	5 統 計 調 査 費	4,710,645
	6 総 務 管 理 費	38,270,489
	7 徴 税 費	284,504,074
	8 安 全 防 災 費	5,791,339
	9 国 際 文 化 観 光 費	5,992,147
	10 ス ポ ー ツ 費	4,772,032
	11 青 少 年 費	401,234
	12 人 事 委 員 会 費	340,533
	13 監 査 委 員 費	437,717
3 環 境 費		10,891,357
	1 環 境 管 理 費	8,001,988
	2 環 境 保 全 対 策 費	1,658,915
	3 自 然 保 護 費	1,230,454
4 民 生 費		292,028,910
	1 社 会 福 祉 費	15,527,969
	2 障 害 福 祉 費	70,160,029

款	項	金 額
	3 老 人 福 祉 費	105,845,849 ^{千円}
	4 生 活 保 護 費	8,111,545
	5 児 童 福 祉 費	92,383,518
5 衛 生 費		198,750,475
	1 公 衆 衛 生 費	17,075,278
	2 環 境 衛 生 費	1,477,344
	3 保 健 所 費	318,972
	4 医 薬 費	163,614,107
	5 病 院 費	16,264,774
6 勞 働 費		6,957,991
	1 勞 政 費	4,421,610
	2 職 業 訓 練 費	2,125,420
	3 雇 用 対 策 費	137,829
	4 勞 働 委 員 会 費	273,132
7 農 林 水 産 業 費		15,386,470
	1 農 業 費	1,364,382
	2 畜 産 業 費	431,054
	3 農 地 費	2,368,975
	4 林 業 費	8,914,408
	5 水 産 業 費	2,307,651
8 商 工 費		12,971,920
	1 商 工 総 務 費	4,570,407
	2 工 業 費	6,082,405
	3 商 工 金 融 費	2,319,108

款	項	金額
9 土 木 費		105,612,609 <small>千円</small>
	1 土 木 管 理 費	11,037,631
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,685,436
	3 河 川 海 岸 費	24,313,557
	4 砂 防 費	6,504,715
	5 港 湾 費	1,493,652
	6 都 市 行 政 費	5,150,384
	7 都 市 計 画 費	5,914,202
	8 下 水 道 費	3,582,661
	9 住 宅 費	4,930,371
10 警 察 費		197,344,487
	1 警 察 管 理 費	188,868,519
	2 警 察 活 動 費	8,475,968
11 教 育 費		403,872,618
	1 教 育 総 務 費	24,425,965
	2 小 学 校 費	81,530,536
	3 中 学 校 費	50,346,091
	4 高 等 学 校 費	130,170,742
	5 特 別 支 援 学 校 費	41,740,926
	6 社 会 教 育 費	2,282,020
	7 保 健 体 育 費	522,720
	8 私 学 振 興 費	69,200,284
	9 大 学 費	3,653,334
12 災 害 復 旧 費		1,540,000

款	項	金 額
	1 農林水産施設災害復旧費	520,000 ^{千円}
	2 公共土木施設災害復旧費	1,020,000
13 公 債 費		297,282,916
	1 公 債 費	297,282,916
14 諸 支 出 金		25,612
	1 普 通 財 産 取 得 費	25,612
15 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		1,903,590,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 民生費	5 児童福祉費	厚木児童相談所 新築工事費	1,798,000	2	201,000
				3	1,597,000
7 農林 水産業費	5 水産業費	三浦水産合同庁舎 耐震補強工事費 実施設計費	17,700	2	8,700
				3	9,000
9 土木費	1 土木管理費	足柄上合同庁舎等 車庫新築工事費	1,039,000	2	332,000
				3	707,000
10 警察費	1 警察管理費	警察署 耐震補強工事費	221,000	2	133,000
				3	88,000
11 教育費	4 高等学校費	鶴見高校整備工事費 (第3期)	314,000	2	123,000
				3	191,000
11 教育費	4 高等学校費	光陵高校整備工事費 (第2期)	720,000	2	146,000
				3	574,000
11 教育費	4 高等学校費	商工高校整備工事費	186,000	2	80,000
				3	106,000
11 教育費	4 高等学校費	瀬谷高校整備工事費 (第2期)	294,000	2	173,000
				3	121,000
11 教育費	4 高等学校費	麻溝台高校 整備工事費	860,000	2	347,000
				3	513,000
11 教育費	4 高等学校費	津久井浜高校 整備工事費 (第2期)	341,000	2	194,000
				3	147,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	平塚工科高校 整備工事費	520,000	2	262,000
				3	258,000
11 教育費	4 高等学校費	鎌倉高校整備工事費	769,000	2	258,000
				3	511,000
11 教育費	4 高等学校費	小田原城北工業高校 整備工事費	651,000	2	274,000
				3	377,000
11 教育費	4 高等学校費	鶴嶺高校整備工事費	542,000	2	191,000
				3	351,000
11 教育費	4 高等学校費	茅ヶ崎西浜高校 整備工事費	455,000	2	164,000
				3	291,000
11 教育費	4 高等学校費	秦野高校整備工事費	377,000	2	74,000
				3	303,000
11 教育費	4 高等学校費	厚木高校整備工事費	642,000	2	206,000
				3	436,000
11 教育費	4 高等学校費	大和高校整備工事費	465,000	2	194,000
				3	271,000
11 教育費	4 高等学校費	伊志田高校 整備工事費	786,000	2	280,000
				3	506,000
11 教育費	4 高等学校費	横須賀工業高校 整備工事設計費	32,200	2	23,000
				3	9,200
11 教育費	5 特別支援 学校費	三ツ境養護学校 整備工事費	611,000	2	258,000
				3	353,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 教育費	5 特別支援費 学校費	中原養護学校費 整備工事費	千円 824,000	2	千円 24,000
				3	800,000
11 教育費	5 特別支援費 学校費	相模原養護学校費 整備工事費	158,000	2	92,000
				3	66,000
11 教育費	5 特別支援費 学校費	平塚養護学校費 整備工事費	401,000	2	171,000
				3	230,000
11 教育費	6 社会教育費	県立図書館費 整備工事費	2,265,000	2	255,000
				3	2,010,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
元川崎合同庁舎除却費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 174,000
元厚木警察署除却費	令和2年度から 令和3年度まで	281,000
賦課徴収事務委託費	令和2年度から 令和3年度まで	10,313
税務システム開発運営費	令和2年度から 令和3年度まで	240,577
地方債の共同発行によって 生ずる連帯債務	令和2年度から 令和12年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から神奈川県負担額を除いた額及び当該額に対する利子相当額
相模湖漕艇場指定管理費	令和2年度から 令和3年度まで	652
山岳スポーツセンター 指定管理費	令和2年度から 令和3年度まで	11,945
産業廃棄物最終処分場 施設整備費	令和2年度から 令和4年度まで	720,000
(公社)神奈川県農業公社の 資金借入れに伴う金融機関 に対する損失補償	令和2年度から 令和8年度まで	309,065
(公社)全国農地保有合理化 協会が(公社)神奈川県農業 公社に貸し付けた農地集積・ 集約化対策資金貸付金損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	35,490
小田原特定漁港漁場整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	280,000
社会福祉法人神奈川県社会福祉 協議会の資金借入れに伴う金融 機関に対する損失補償	令和2年度から 令和3年度まで	4,113,908
津久井やまゆり園等 新築工事推進費	令和2年度から 令和3年度まで	7,800
生活保護総合情報システム 整備費	令和2年度から 令和3年度まで	60,948
離職者等就職促進 委託訓練事業費	令和2年度から 令和4年度まで	478,560

事 項	期 間	限 度 額
障害者就職促進委託訓練事業費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 8,129
産業技術短期大学校 西キャンパス新築工事費	令和2年度から 令和4年度まで	1,305,000
産業技術短期大学校 西キャンパス 新築工事推進費	令和2年度から 令和4年度まで	39,842
企業誘致促進補助金	令和2年度から 令和17年度まで	10,090,050
企業立地促進補助金	令和2年度から 令和21年度まで	15,397,000
(公財)神奈川産業振興 センターの資金借入れに伴う 金融機関に対する損失補償	令和2年度中	100,000,000
(公財)神奈川産業振興 センター設備貸与事業費 損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	80,000
かながわ電子入札 共同システム運営費	令和2年度から 令和8年度まで	1,805,189
道路災害防除事業費	令和2年度から 令和3年度まで	200,000
路面補修機械維持整備費	令和2年度から 令和8年度まで	71,172
橋りょう補修費	令和2年度から 令和3年度まで	1,430,000
道路改良費	令和2年度から 令和3年度まで	190,000
河川修繕費	令和2年度から 令和3年度まで	252,000
河川改修事業費	令和2年度から 令和4年度まで	2,049,000
海岸高潮対策費	令和2年度から 令和3年度まで	60,000
受託海岸事業費	令和2年度から 令和3年度まで	48,070
砂防維持管理費	令和2年度から 令和7年度まで	92,179

事 項	期 間	限 度 額
防 災 砂 防 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	千円 73,600
通 常 砂 防 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	139,000
地 す べ り 対 策 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	150,000
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	420,000
港 湾 指 定 管 理 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	14,676
ホ ー ム ド ア 設 置 促 進 事 業 費 補 助	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	412,503
都 市 公 園 指 定 管 理 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	155,310
高 等 学 校 仮 校 舎 借 上 事 業 費	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	15,925,620
県 立 図 書 館 I C タ グ 整 備 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	152,000
図 書 館 情 報 ネットワーク シ ス テ ム 開 発 運 営 費	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	348,402

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 京浜臨海部活性 推進事業費	千円 71,000	借入先 財務省、 銀行又はその他	年5.0%以内。 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる公的資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60年以内。 ただし、財政の都 合により償還年限 を短縮し、繰り上 げし、又は低利債 に借り替えること ができる。 償還財源 一般歳入 又はその他
(総務債) 県庁舎耐震 対策事業費	1,492,000	借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。		
(総務債) 庁舎等施設 整備事業費	134,000			
(総務債) スポーツ施設 整備事業費	15,000			
(環境債) 産業廃棄物最終 処分場施設整備費	249,000	借入時期 令和2年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。		
(環境債) 緑地保全等 事業費	100,000			
(環境債) 自然公園施設 整備費	129,000			
(民生債) 社会福祉 施設整備費	483,000	その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借り入れ が適当でないと認 めるときは、知事 が適宜償還期間を 定め、長期債を償 還財源とする短期 債をもって一時本 起債にかえること ができる。この場 合長期債の借入時 期は、短期債の償 還終期まで延長す る。		
(民生債) 津久井やまゆり園 新築工事費	3,655,000			
(民生債) 厚木児童相談所 新築工事費	230,000			
(衛生債) 公的医療機関 等整備費	1,140,000			
(衛生債) 総合リハビリ テーションセンター 施設整備費	8,000			
(労働債) 産業技術短期大 学校施設整備費	21,000			
(農林水産業債) 一般公共事業費	2,113,000			
(農林水産業債) 県有林事業費	9,000			
(商工債) 庁舎等施設 整備事業費	22,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 庁舎等施設 整備事業費	千円 262,000			
(土木債) 一般公共事業費	36,550,000			
(土木債) 地方道路等 整備事業費	8,202,000			
(土木債) 河川等 整備事業費	3,719,000			
(警察債) 警察施設 整備事業費	3,789,000			
(教育債) 高等学校施設 整備事業費	12,264,000			
(教育債) 特別支援学校 施設整備事業費	1,808,000			
(教育債) 社会教育施設 整備事業費	191,000			
(教育債) 体育施設 整備事業費	1,248,000			
(災害復旧債) 農林水産施設 災害復旧費	234,000			
(災害復旧債) 公共土木施設 災害復旧費	351,000			
臨時財政対策債	105,000,000			
合計	183,489,000			

令和 2 年度神奈川県市町村自治振興事業会計予算

令和 2 年度神奈川県市町村自治振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億 5,193 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業収入		7,751,935 ^{千円}
	1 貸付金収入	5,753,006
	2 繰入金	1,637,856
	3 繰越金	360,873
	4 諸収入	200
歳 入 合 計		7,751,935

歳 出

款	項	金 額
1 市町村自治振興事業費		7,751,935 ^{千円}
	1 市町村振興事業費	6,462,793
	2 権限移譲等推進事業費	824,671
	3 貸付債権受取利益移転事業費	338,271
	4 公債費	126,200
歳 出 合 計		7,751,935

令和 2 年度神奈川県公債管理特別会計予算

令和 2 年度神奈川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,541 億 6,577 万 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		654,165,774 ^{千円}
	1 財 産 収 入	6,863,406
	2 繰 入 金	451,351,368
	3 県 債	195,951,000
歳 入 合 計		654,165,774

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		654,165,774 ^{千円}
	1 公 債 費	654,165,774
歳 出 合 計		654,165,774

令和 2 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算

令和 2 年度神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 3,787 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等 管 理 収 入		千円 437,878
	1 収 益 配 分 金 収 入	420,000
	2 繰 越 金	17,878
歳 入 合 計		437,878

歳 出

款	項	金 額
1 公営競技収益配分金等管理費		千円 437,878
	1 繰 出 金	420,000
	2 予 備 費	17,878
歳 出 合 計		437,878

令和 2 年度神奈川県地方消費税清算会計予算

令和 2 年度神奈川県地方消費税清算会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,337 億 7,348 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方消費税清算収入		733,773,483 ^{千円}
	1 地方消費税収入	356,021,368
	2 地方消費税清算金収入	377,752,115
歳 入 合 計		733,773,483

歳 出

款	項	金 額
1 地方消費税清算費		733,773,483 ^{千円}
	1 地方消費税清算費	733,773,483
歳 出 合 計		733,773,483

令和 2 年度神奈川県災害救助基金会計予算

令和 2 年度神奈川県災害救助基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,799 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 災 害 救 助 基 金		547,999 <small>千円</small>
	1 財 産 収 入	6,960
	2 国 庫 支 出 金	282,508
	3 繰 入 金	258,528
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	2
歳 入 合 計		547,999

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		547,999 <small>千円</small>
	1 救 助 費	541,039
	2 財 産 費	6,960
歳 出 合 計		547,999

令和 2 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計予算

令和 2 年度神奈川県恩賜記念林業振興資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,894 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業振興資金収入		138,946 ^{千円}
	1 貸付金収入	80,221
	2 繰越金	58,724
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		138,946

歳 出

款	項	金 額
1 林業振興資金		138,946 ^{千円}
	1 貸付金	85,000
	2 事務費	60
	3 予備費	53,886
歳 出 合 計		138,946

令和 2 年度神奈川県林業改善資金会計予算

令和 2 年度神奈川県林業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,121 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業改善資金収入		51,211 ^{千円}
	1 貸付金収入	10,778
	2 繰入金	70
	3 繰越金	40,362
	4 諸収入	1
歳入合計		51,211

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金		51,211 ^{千円}
	1 貸付金	30,000
	2 事務費	70
	3 予備費	21,141
歳出合計		51,211

令和 2 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算

令和 2 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億 5,613 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業収入		8,956,137 ^{千円}
	1 財 産 収 入	20
	2 寄 附 金	130
	3 繰 入 金	8,955,771
	4 諸 収 入	216
歳 入 合 計		8,956,137

歳 出

款	項	金 額
1 水源環境保全・再生事業費		8,956,137 ^{千円}
	1 保 全 ・ 再 生 事 業 費	4,702,379
	2 積 立 金	4,253,758
歳 出 合 計		8,956,137

令和 2 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計予算

令和 2 年度神奈川県沿岸漁業改善資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,758 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		137,588 <small>千円</small>
	1 貸付金収入	25,091
	2 繰入金	934
	3 繰越金	111,562
	4 諸収入	1
歳 入 合 計		137,588

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金		137,588 <small>千円</small>
	1 貸付金	55,000
	2 事務費	934
	3 予備費	81,654
歳 出 合 計		137,588

令和 2 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計予算

令和 2 年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 580 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化基金		千円 5,800
	1 財 産 収 入	5,799
	2 諸 収 入	1
歳 入 合 計		5,800

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険財政安定化費		千円 5,800
	1 積 立 金	5,800
歳 出 合 計		5,800

令和 2 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和 2 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,221 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 542,213
	1 貸 付 金 収 入	408,773
	2 繰 入 金	12,457
	3 繰 越 金	119,514
	4 諸 収 入	1,469
歳 入 合 計		542,213

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 542,213
	1 貸 付 金	527,852
	2 事 務 費	14,361
歳 出 合 計		542,213

令和 2 年度神奈川県国民健康保険事業会計予算

令和 2 年度神奈川県国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,075 億 325 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		707,503,252 ^{千円}
	1 分担金及び負担金	240,964,360
	2 国庫支出金	175,438,219
	3 財産収入	19,882
	4 繰入金	59,461,365
	5 諸収入	231,619,426
歳 入 合 計		707,503,252

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		707,503,252 ^{千円}
	1 国民健康保険事業費	701,933,370
	2 貸付金	150,000
	3 積立金	19,882
	4 予備費	5,400,000
歳 出 合 計		707,503,252

令和 2 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計予算

令和 2 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億 1,950 万 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 病院機構資金収入		5,319,507 ^{千円}
	1 貸付金収入	3,561,507
	2 県債	1,758,000
歳 入 合 計		5,319,507

歳 出

款	項	金 額
1 病院機構資金		5,319,507 ^{千円}
	1 貸付金	1,758,000
	2 公債費	3,561,507
歳 出 合 計		5,319,507

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(衛生債) 病院機構 資金貸付金</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,758,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 又は普通貸借の方 法による。債券発 行の場合における 発行価格について は、知事が定める。</p> <p>借入時期 令和2年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借り入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。</p>	<p>年5.0%以内</p>	<p>償還期間 据置期 間を含め60年以 内。ただし、財政 の都合により償還 年限を短縮し、繰 り上げし、又は低 利債に借り替える ことができる。</p> <p>償還財源 貸付返 納金又はその他</p>

令和 2 年度神奈川県中小企業資金会計予算

令和 2 年度神奈川県中小企業資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億 3,517 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金 収 入		千円 2,935,173
	1 貸 付 金 収 入	1,448,701
	2 繰 入 金	435,114
	3 繰 越 金	650,872
	4 諸 収 入	486
	5 県 債	400,000
歳 入 合 計		2,935,173

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 資 金		千円 2,935,173
	1 貸 付 金	801,067
	2 事 業 費	25,014
	3 事 務 費	334,338
	4 繰 出 金	795,286
	5 公 債 費	979,468
歳 出 合 計		2,935,173

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(商工債) 小規模企業者等 設備貸与事業 資金貸付金	千円 400,000	借入先 独立行政 法人中小企業基盤 整備機構 借入方法 普通貸借 又はその他 借入時期 令和2年 度	年3.4%以内	償還期間 据置期間 を含め20年以内。 ただし、財政の都 合により繰上償還 することができる。 償還財源 貸付返納 金又はその他

令和 2 年度神奈川県県営住宅事業会計予算

令和 2 年度神奈川県県営住宅事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199 億 5,224 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		19,952,246 <small>千円</small>
	1 事業収入	10,284,967
	2 分担金及び負担金	1,387
	3 使用料及び手数料	889,533
	4 国庫支出金	1,447,957
	5 財産収入	946,792
	6 繰入金	4,790,000
	7 繰越金	1,000
	8 諸収入	33,610
	9 県債	1,557,000
歳 入 合 計		19,952,246

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		19,952,246 <small>千円</small>
	1 住宅費	10,575,422
	2 積立金	431,864
	3 公債費	8,942,960
	4 予備費	2,000
歳 出 合 計		19,952,246

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中高層公営住宅建設事業費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 505,813

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>(土木債) 県営住宅 整備事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>1,557,000</p>	<p>借入先 財務省、 銀行又はその他</p> <p>借入方法 債券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)又は普通 貸借の方法による。 債券発行の場合に おける発行価格に ついては、知事が 定める。</p> <p>借入時期 令和2年 度。ただし、事業 その他の都合によ り、その一部又は 全部を翌年度に繰 り延べ起債するこ とができる。</p> <p>その他 経済界そ の他の状況により 長期債の借入れ が適当でないとき は、知事が適宜償 還期間を定め、長 期債を償還財源と する短期債をもつ て一時本起債にか えることができる。 この場合長期債の 借入時期は、短期 債の償還終期まで 延長する。</p>	<p>年5.0%以内。 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる公的資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率とする。</p>	<p>償還期間 据置期 間を含め60年以 内。ただし、財政 の都合により償還 年限を短縮し、繰 り上げし、又は低 利債に借り替える ことができる。</p> <p>償還財源 繰入金 又はその他</p>

令和 2 年度神奈川県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町 数	22 市町
(2) 年 間 総 処 理 水 量	288,428,219 立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	790,214 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	流域下水道事業収益	24,937,381 千円
第 1 項	営 業 収 益	11,185,606 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	13,751,775 千円
支 出		
第 1 款	流域下水道事業費用	26,414,120 千円
第 1 項	営 業 費 用	24,941,498 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	504,708 千円
第 3 項	特 別 損 失	141,138 千円
第 4 項	予 備 費	826,776 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16億 4,846 万 9 千円は、当年度分損益勘定留保資金16億 4,845 万 3 千円及び引継金 1 万 6 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	6,956,834 千円
第1項 企 業 債	1,211,000 千円
第2項 負 担 金	1,227,475 千円
第3項 国 庫 補 助 金	3,190,724 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	1,327,635 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	8,605,303 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,255,874 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,349,429 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ36億3,873万円及び47億8,022万3千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 営 企 業 会 計 シ ス テ ム 開 発 運 営 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	900 <small>千円</small>
相 模 川 流 域 下 水 道 施 設 改 築 工 事 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	99,000
相 模 川 流 域 下 水 道 左 岸 処 理 場 改 築 工 事 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	2,622,000
相 模 川 流 域 下 水 道 右 岸 処 理 場 改 築 工 事 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	535,000
酒 匂 川 流 域 下 水 道 施 設 整 備 工 事 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	1,600,000
酒 匂 川 流 域 下 水 道 右 岸 処 理 場 改 築 工 事 費	令 和 2 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	502,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 1,211,000	借入先 財務省、銀行又はその他 借入方法 債券発行又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。 借入時期 令和2年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。 その他 経済界その他の状況により長期債の借入が適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。 償還財源 事業収入又はその他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35億6,581万6千円である。

令和2年2月12日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,379,373 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	303,931,340 立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	832,689 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	60,753,753 千円
第 1 項 営 業 収 益	56,461,326 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,272,427 千円
第 3 項 特 別 利 益	20,000 千円

支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	55,213,665 千円
第 1 項 営 業 費 用	52,494,015 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	2,583,190 千円
第 3 項 特 別 損 失	36,460 千円
第 4 項 予 備 費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 212 億 6,016 万円は、減債積立金 3 億 2,000 万円、建設改良積立金 60 億 3,600 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18 億 1,543 万 2 千円、過年度分損益勘定留保資金 15 億 9,581 万 8 千円及び当年度分損益勘定留保資金 114 億 9,291 万円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入		13,151,464 千円
第1項 企 業 債		6,000,000 千円
第2項 他会計からの長期借入金		7,000,000 千円
第3項 固定資産売却代		19,769 千円
第4項 貯蔵品売却代		1 千円
第5項 分担金及び負担金		52,513 千円
第6項 雑 収 入		1 千円
第7項 補 助 金		79,180 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出		34,411,624 千円
第1項 一般建設改良費		20,903,736 千円
第2項 企業債償還金		9,893,139 千円
第3項 他会計からの長期借入金 償 還 金		3,596,860 千円
第4項 国庫補助金返納金		7,889 千円
第5項 予 備 費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道営業所維持運営費	令和2年度から 令和5年度まで	1,353,156 <small>千円</small>
原水及び浄水設備整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	819,539
水道施設耐震化事業費	令和2年度から 令和3年度まで	146,509
老 朽 配 水 管 リフレッシュ事業費	令和2年度から 令和3年度まで	862,276
大 口 径 老 朽 管 リフレッシュ事業費	令和2年度から 令和3年度まで	191,149

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般建設改良費	千円 6,000,000	借入先 財務省、 銀行又はその他 借入方法 債券発行 又は普通貸借の方法 による。債券発行の 場合における発行価格 については、知事が定め る。 借入時期 令和2年度。 ただし、事業その他の都合 により、その一部又は全 部を翌年度に繰り延べ起 債することができる。 その他 経済界その他の状 況により長期債の借入れ が適当でないとき、知事 が適宜償還期間を定め、 長期債を償還財源とする 短期債をもって一時本起 債にかえることができる。 この場合長期債の借入時 期は、短期債の償還終期 まで延長する。	年5.0%以内	償還期間 据置期間を含 め60年以内。ただし、財 政の都合により償還年限 を短縮し、繰り上げし、 又は低利債に借り替える ことができる。 償還財源 事業収入又は その他

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,252万8千円と定める。

令和2年2月12日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 目 標 供 給 電 力 量 683,467,910 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	8,343,962 千円
第 1 項	営 業 収 益	8,194,353 千円
第 2 項	財 務 収 益	18,908 千円
第 3 項	事 業 外 収 益	110,701 千円
第 4 項	特 別 利 益	20,000 千円
支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	8,048,627 千円
第 1 項	営 業 費 用	7,551,811 千円
第 2 項	財 務 費 用	79,241 千円
第 3 項	事 業 外 費 用	367,575 千円
第 4 項	特 別 損 失	20,000 千円
第 5 項	予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25億 2,377 万 8 千円は、減債積立金 4 億 5,000 万 1 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億 7,944 万 6 千円及び過年度分損益勘定留保資金18億 9,433 万 1 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	102,024 千円
第1項	運 用 資 金 償 還 金	2,022 千円
第2項	雑 収 入	2 千円
第3項	補 助 金	100,000 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,625,802 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,606,234 千円
第2項	相 模 貯 水 池 整 備 費	376,168 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	632,918 千円
第4項	他会計からの長期借入金 償 還 金	482 千円
第5項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電施設等維持運営費	令和2年度から 令和3年度まで	19,800 <small>千円</small>
水力発電設備整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	94,600
業務設備整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	56,452
津久井導水路改修事業費	令和2年度から 令和3年度まで	95,700
相模ダムリニューアル事業費	令和2年度から 令和3年度まで	444,290

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と事業外費用

令和 2 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 保有資産の運用及び地域振興施設等の調査、整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	事 業 収 益		1,016,358 千円
第 1 項	営 業 収 益		476,965 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		539,393 千円

		支 出	
第 1 款	事 業 費 用		760,221 千円
第 1 項	営 業 費 用		498,929 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		251,292 千円
第 3 項	予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額40億 4,356 万 4 千円は、過年度留保資金38億 6,706 万 6 千円及び繰越利益剰余金処分額 1 億 7,649 万 8 千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		3,779,810 千円
第 1 項	他会計への長期貸付金償還		3,597,342 千円

第2項	その他長期貸付金 償還金	9,361 千円
第3項	雑収入	173,107 千円

支 出

第1款	資本的支出	7,823,374 千円
第1項	他会計への長期貸付金	7,000,000 千円
第2項	業務設備整備費	2,091 千円
第3項	地域振興施設等整備費	634,785 千円
第4項	他会計繰出金	176,498 千円
第5項	予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	3 地域振興施設整備費	山北町 洒水の 遊歩道 整備事業費	382,000 千円	2	124,000 千円
				3	258,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち1億7,649万8千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 他会計繰出金 176,498 千円

令和2年2月12日 提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

令和 2 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県相模川総合開発共同事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

ア 城山ダム及びこれに付帯する施設

イ 寒川取水施設

(2) 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

(3) 取 水 量 毎秒最大 23.718立方メートル

(単位 立方メートル/秒)

事業 者 名 区 分						神奈川 県内 広域水 道 企 業 団	計
	神 奈 川 県	横 浜 市	川 崎 市	横 須 賀 市			
(1)に係るものの 取 水 量	2.86	5.66	4.78	1.70	—	15.00	
(2)に係るものの 取 水 量	0.435	0.483	—	0.082	—	1.00	
(2)の施設を使用して 行う取水で、表中(2) に係るものの取水量 以外のものの取水量	—	—	—	—	7.718	7.718	
計	3.295	6.143	4.78	1.782	7.718	23.718	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 共同施設管理収入	2,008,147 千円
第 1 項 共同施設管理受託収入	1,876,042 千円
第 2 項 津久井湖環境整備 管理受託収入	98,122 千円
第 3 項 津久井湖管理収入	33,983 千円

支 出

第1款 共同施設管理費	2,008,147 千円
第1項 共同施設受託管理費	1,876,042 千円
第2項 津久井湖環境整備受託管理費	98,122 千円
第3項 津久井湖管理費	33,983 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	405,319 千円
第1項 共同施設改良受託収入	405,319 千円

支 出

第1款 資本的支出	405,319 千円
第1項 共同施設改良費	405,319 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧畑地かんがい用導水施設 管 理 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	158,818 <small>千円</small>

令和2年2月12日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有するダムの管理

(2) 取 水 量 毎秒最大 20.95立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	三 保 ダ ム 管 理 収 入	1,459,405 千円
	第 1 項 三保ダム管理受託収入	1,427,929 千円
	第 2 項 丹 沢 湖 管 理 収 入	31,476 千円

支 出		
第 1 款	三 保 ダ ム 管 理 費	1,459,405 千円
	第 1 項 三保ダム受託管理費	1,427,929 千円
	第 2 項 丹 沢 湖 管 理 費	31,476 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	871,101 千円
	第 1 項 三 保 ダ ム 施 設 改 良 受 託 収 入	871,101 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出

871,101 千円

第1項 三保ダム施設改良費

871,101 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三保ダム施設管理事業費	令和2年度から 令和3年度まで	118,413 <small>千円</small>

令和2年2月12日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治